

桑名市告示第50号

桑名市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部を改正する告示
桑名市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱（平成28年桑名市告示第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、住民基本台帳カード」を削る。

様式第1号及び様式第3号中

「マイナンバーカード（個人番号カード）
住民基本台帳カード
その他（ ）」
「マイナンバーカード（個人番号カード）
その他（ ）」
を その他（ ）に改める。

附 則

この告示は、令和8年3月1日から施行する。